

連絡事項

長野県地域福祉課

◇ 移行準備事業の基準額の見直し

(令和4年12月26日厚労省事務連絡「令和5年度における多機関協働事業、移行準備事業の事業費について」)

「移行準備事業については、都道府県負担の導入の可能性がある旨をお知らせしていたが、令和5年度も国3/4、市町村1/4の費用負担を維持する。」

「改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していることや、重層事業に移行するための試行的な事業であることを踏まえて事業規模を見直すこととし、令和5年度から新たに移行準備事業を実施する市町村に対し、別紙の案のとおり国庫補助における基準額を見直す予定である。」

(千円)

	現行		見直し案
1万人未満	16,900		6,300
1~3万人	18,700		7,000
3~5万人	20,700		7,800
5~10万人	22,500		8,500
10~20万人	28,000		10,500
20~30万人	33,700		12,600
30~50万人	37,300		14,000
50万人以上	41,200		15,500

事前のご意見から

【事務・手続等】

- ◇ **事業間の予算流用**→R4年度時点ではできません。
- ◇ **不足額の追加交付**→追加交付の規定があるもの（高齢分野及び自立相談支援事業）のみ（重層的支援体制整備事業交付金交付要綱 1 4）
- ◇ **本格実施の場合、国庫負担率が低い事業の割合が増えると、交付金額が減るのではないか**
→R3,R4交付金は按分率を使用していないので、事業の実施割合による影響はありません。（R5以降は不明）
- ◇ **本格実施にあたり準備しておくこと**→必須事業がありますので確認をお願いします。（次ページ）

【計画】

- ◇ **重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項等**→（資料 1（地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について）p25～）

【一体的な取組】

- ◇ **生活困窮者のための地域づくり事業**→（資料 2（R4生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱）P77～）

【評価等】

- ◇ **参考自治体について** →「地域共生社会の推進」で検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html

重層的支援体制整備事業において実施する事業について

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、**下表にある事業をすべて実施**
- 国は、**重層的支援体制整備事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付**

	実施する事業	左記事業に関する留意点
相談支援	地域包括支援センターの運営 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ	
	障害者相談支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のロ	交付税を財源として措置されている障害者相談支援事業の実施が交付金の交付要件。地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「相談支援事業」（基幹相談支援センター等機能強化事業等）は必ずしも実施する必要はないが、上記「相談支援事業」に係る経費のみが交付金の金額の算定基礎となることに留意すること。
	利用者支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のハ	
	生活困窮者自立相談支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のニ	福祉事務所未設置町村の場合は、「福祉事務所未設置町村による相談事業」を実施。（なお、福祉事務所未設置町村による相談事業を直営で実施する場合は国庫を不要とする場合も想定される。）
地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ	
	生活支援体制整備事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ	
	地域活動支援センターの運営 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ	交付税を財源として措置されている地域活動支援センターの基本事業（基礎的事業）の実施が交付金の交付要件。地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」は必ずしも実施する必要はないが、上記「地域活動支援センター機能強化事業」に係る経費のみが交付金の金額の算定基礎となることに留意すること。
	地域子育て支援拠点事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ	
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金実施要綱に規定する「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を実施。
新たな機能	参加支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第2号	
	アウトリーチ等を通じて継続的支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第4号	
	多機関協働事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第5号	支援プラン作成（改正社会福祉法第106条の4第2項第6号）は多機関協働事業と一体的に実施。